

昭和51年度廃棄物処理事業実態調査票記入要領

厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課

1 総 則

(1) 目 的

この調査は市町村・事務組合における廃棄物処理事業の実態をできるだけ正確に調査し、今後の国全体の廃棄物処理事業対策の基礎資料とするものである。

(2) 調査対象期間

年間の実績値については、昭和51年度の実績とし、他の項目については昭和51年度末現在のものとする。

(3) 数値の端数整理

指定単位未満の端数については、四捨五入によること。

(4) 記 入 者

本調査は、廃棄物の収集、運搬、中間処理、最終処分に実際に責任を有する市町村又は事務組合（以下「市町村等」という。）が、その責任を有する範囲（委託業者、許可業者による処理を含む。）内の事項について記入するものとし、従ってごみ（し尿）処理のみを行っている市町村等においては、し尿（ごみ）処理関係の項目は記載する必要はない。

例（ごみ処理のみの場合）

記 入 事 項

- 収集から最終処分まで一貫して責任をもつ市町村等……………Ⅰ，Ⅱ，Ⅳの該当項目
- 収集のみに責任をもつ市町村等……………Ⅰ，Ⅱの1,2,4,Ⅳの該当項目
- 中間処理のみに責任をもつ市町村等……………Ⅰ，Ⅱの3,5,6,Ⅳの該当項目
- 最終処分のみに責任をもつ市町村等……………Ⅰ，Ⅱの7,Ⅳの該当項目
- 計画的な処理を行わず、自家処理にまかされている市町村等……………Ⅰ，Ⅳの該当項目
- 市町村単独でごみ処理事業を行うとともに、ごみ処理関係の事務組合にも加入している場合には、市町村は自分が行っている範囲内のことのみについて、上記例に準じて該当項目に記入し調査票を作成し、組合は組合の業務について上記例に準じて該当項目に記入し調査票を作成する。

(5) 集 計 票

事務組合が処理の一部に関係するケースについては、関係市町村等が以上の個票の作成を行うほか、当該組合が関係市町村等の個票を集計した事務組合関連集計票を作成し、添付すること（組合が収集から最終処分まで完全に一貫して責任をもつ場合には当然、組合の個票のみでよい。）集計項目はⅠ，Ⅱの1,2,3,4（数値記載欄のみ）、Ⅱの1,2,3,4（数値記載欄のみ）及びⅣの1とする。

2 総括的事項関係

〔 I-1 計画処理区域の状況 〕

- (イ) 面積は小数点第2位まで記入すること。
- (ロ) 人口は住民基本台帳人口（常住人口）によること。

〔 I-2 廃棄物処理事業従事職員 〕

- (イ) 市町村又は事務組合の職員で、昭和52年3月31日現在廃棄物処理行政に専従（局、部、課長職等のいわゆる管理職で廃棄物処理事業以外の業務もあわせ従事しているものを除く）しているものについて記入すること。
- (ロ) 一般職事務系とは一般事務員、指導員、集金員等をいい、技術系とは土木、衛生、建築、機械電気、化学等の技術系職員をいう。
- (ハ) 技能職（収集運搬）とは、収集運搬車運転手、整備士、修理工、船舶乗員、船舶整備士、収集作業員等の収集運搬業務に携わる技能士作業員をいう。技能職（中間処理）とはクレーン操作者、ピット係員、焼却作業員等中間処理に携わる技能士、作業員をいう。技能職（最終処分）とは埋立地作業員等、最終処分に携わる技能士、作業員をいう。技能職（その他）とは、洗たく作業員、監視員、雑役、タイピスト等をいう。
- (ニ) 同一職員が他の業務を兼務している場合には廃棄物処理関係業務の占める割合がおおむね60%以上となる者を廃棄物処理事業従事職員とみなすこと。さらに臨時備上は、延べ人数を365（日）で割り、小数点第1位で四捨五入し記入のこと。

〔 I-3 廃棄物処理事業経費 〕

- (イ) 廃棄物処理事業経費の昭和51年度決算額または決算見込額を記入すること。
- (ロ) 手数料とは、廃棄物処理法第6条に基づき徴収している手数料をいう。
- (ハ) 使用料とは、例えばし尿処理施設にし尿を投入する場合に徴収する使用料をいう。
- (ニ) 歳入欄のその他には、前記指定費目以外に廃棄物処理事業にかかる特定財源がある場合のみ記入すること。
- (ホ) 管理費等には下記(イ)以外の職員の経費、廃棄物に関する調査研究費及び他の項目に属さない経費、例えば、道路河川清掃費、産業廃棄物処理対策費、犬猫等死体処理、胞衣汚物処理等に係る経費をいう。
- (ヘ) 処理費欄の人件費とは、収集運搬、中間処理、最終処分に直接携わる職員の経費をいう。
- (ト) 収集運搬費とは、収集運搬車の購入費、燃料費、修繕費、海上輸送費等の収集運搬に係る人件費以外の維持運営費をいう。粗大ごみ収集、大掃除、年末年始対策費等も含む。
- (チ) 中間処理費とは、処理施設補修費、燃料費、光熱費、薬剤費等の維持管理費等、中間処理に係る経費をいう。
- (リ) 最終処分費とは、焼却残灰運搬車購入費、埋立地の維持管理費等、最終処分に係る経費をいう。

- (x) 委託費とは、廃棄物処理に関して市町村と業者間において委託契約を締結し、これに基づいて支出した経費をいう。
- (y) 施設整備費欄の処理施設整備費とは、一般廃棄物処理施設の整備に係る経費をいう。
- (z) その他の施設整備費とは施設整備費であって上記(y)以外の経費をいう。例えば、中継施設清掃事務所等に係る整備費が含まれる。
- (aa) 歳入欄の合計額と歳出欄の合計額とは原則として一致あるいは歳入欄合計額が歳出合計額を上まわるものであること。

[I-4 許可委託業者件数]

市町村等において、委託又は許可をしている業者の件数を記入すること。

3 ごみ関係

[II-1 ごみ処理の概要]

(1) ごみ(粗大ごみを除く)

- (i) 計画収集人口は、実際にごみの収集を行っている人口(常住人口)を記入すること。なお、
計画処理区域人口=計画収集人口+自家処理人口である。
- (ii) 収集回数は原則として回/週の単位で記入し、例えば週2回の区域がある場合、分別ごみの種類により回数が異なる場合等については、それがわかるように記載すること。

例

2, 3

可2, 不1

3回/月

- (iii) 収集方法については、ステーション方式……[ス]、各戸収集方式……[各]、その他……[他]の該当するものを○で囲むこと。
- (iv) ステーション数は、ステーション方式を採用している場合にその総数を記載すること。
- (v) 容器指定については、紙袋……[紙]、ポリ袋……[ポ]、ポリ又は金属性容器……[容]、市町村等の設置するダストボックス……[ダ]、指定していない[無]の該当するものを○で囲むこと。
- (vi) 分別収集を行っている場合には、分別の種類を数値で記入し(可燃物と不燃物とに分別している場合には

2

 と記入)、目的については、環境保全のため……[環]、減量のため……[減]、資源化のため……[資]の該当するものを○で囲むこと。
不燃物の分別については、可燃物と不燃物を分別して収集している……[有]、していない[無]の該当するものを○で囲むこと。
プラスチック分別については、プラスチックを他の可燃物と分別して収集している……[有]、していない[無]の該当するものを○で囲むこと。
- (vii) 処理体制については、処理の主体について調べるものであり、市町村直営……[直]、事務組合……[組]、委託業者……[委]、許可業者……[許]、その他……[他]の該当するも

のを○で囲むこと。

- (ア) 処理方歩の可燃物焼却については、原則として全量燃却……〔全〕、一部焼却……〔一〕、焼却しない〔無〕の該当するもの一つを○で囲むこと。不燃物等については、埋立……〔埋〕、破碎……〔破〕、(一部)資源化……〔資〕の該当するものを○で囲むこと。

なお、破碎して埋立している場合には〔破〕、〔埋〕の両方を○で囲むこと。

(2) 粗大ごみ

- (イ) 計画収集人口は、(1)の(イ)に準ずる。

- (ロ) 収集回数は定期的に収集している場合には原則として回/月の単位で記入し、回/年等、別の単位を使用するときは、記入欄に単位も含めて記入すること。なお、排出者の要請に応じて随時収集する場合には〔随〕を○で囲むこと。

- (ハ) 収集方歩は(1)の(ハ)に準ずる。

- (ニ) 処理体制は(1)の(ニ)に準ずる。

- (ホ) 処理方法については破碎……〔破〕、圧縮……〔圧〕、焼却……〔焼〕、埋立……〔埋〕、(一部)資源化……〔資〕、その他……〔他〕の該当するものを○で囲むこと。

なお、破碎して埋立する等、複合した処理が行われる場合には該当するもの全てを○で囲むこと。

(3) 手数料の有無

手数料について、全て徴収している……〔全〕、多量の場合のみ徴収……〔多〕、無料……〔無〕の該当するものを○で囲むこと。家庭ごみの手数料の算定方式について従量制……〔量〕、定額制……〔定〕の該当するものを○で囲むこと。

〔Ⅱ-2 ごみ収集の状況〕

- (イ) 計画処理区域内から収集されたごみ及び粗大ごみの総量とその主体別内訳を記入すること。
- (ロ) 自家処理量とは、処理計画区域内で、市町村等により計画収集される以外の家庭系一般廃棄物でごみを自家肥料又は飼料として用いるか、直接農家等に依頼して処分させ、または自ら処分しているものをいい、収集総量、計画収集人口、自家処理人口を勘案して推定値を記入すること。

〔Ⅱ-3 ごみ処理内訳〕

- (イ) 処理内訳は次の区分による。

焼却……ごみを焼却処理施設によって処理するものをいう。

埋立……ごみを計画的に湿地、低地等の埋立に用い、その上に覆土するなどの方法により処分するものをいう。

高速堆肥化……ごみを高速堆肥化処理施設によって処理するものをいう。

堆肥・飼料……ごみを農村に搬入しておいて簡易な堆肥化施設または野積堆肥化などの方法により堆肥として使用するもの又は家畜の飼料とするものをいう。

その他……売却、再利用その他で前各号以外の方法により処分するものをいう。

- (ロ) 粗大ごみの処理内訳は圧縮、破碎工程の有無に関わらずその後の処分形態により区分すること。

なお、その他とは売却再利用をいう。

(イ) 埋立対象量は、すぐ上の計欄の量のうち、中間処理の残査量等、埋立対象となる量であり、埋立欄については計欄の数値と原則として同じである。

(ロ) 同上埋立体制欄については、3の〔Ⅱ-1〕の(1)の(イ)に準ずる。

〔Ⅱ-4 ごみ収集運搬機材〕

(イ) 特殊車とは、バックドラム車、ロードパッカ車、コンテナ車等のごみ専用特殊構造を有するものをいう。したがって、通常のトラック、ダンプカーは運搬トラック欄に記入すること。なお、その他の欄には、特殊車及び運搬トラック以外の収集車を記入すること。

(ロ) 小数点第1位まで記入することとし、例えば、3.5t積のごみ運搬車を3台所有する場合10.5と記入すること。

(ハ) 直営車には臨時に備上する車両があれば、それをも含めることとし、委託業者分、許可業者分とは、当該市町村等の計画処理区域内から排出されるごみを収集するために使用される委託業者及び許可業者の有する車両をいう。

〔Ⅱ-5 ごみ処理施設〕

(イ) 調査対象は昭和51年度末現在の着工ベースとすること。

(ロ) 型式欄以降については、処理場内に、別系列でいくつかの施設のある場合は、個別に記入すること。

(ハ) 型式は固定バッチ……〔固〕、機械化バッチ……〔機〕、准連続……〔准〕、全連続……〔全〕、コンポスト……〔コ〕の該当する略称を記入すること。

(ニ) 年間処理実績欄は、3ごみ処理内訳の該当欄と原則として合計において合致している。

(ホ) 計量欄については、B欄の量が計量機により計量された数値であるときは、〔有〕に自動車台数等による推定の場合には〔無〕を○で囲むこと。

(ヘ) 稼動日数とは、当該施設(複数系列ある場合にはそのうちのいずれか)が、1年間に稼動した日数である。

(ト) $\frac{C}{365}$ 欄はいわゆる施設の稼動率を算出するものであり、年度途中で稼動開始の場合には、算定中の365にかえて、稼動開始以後昭和52年3月31日までの日数を使用すること。

(チ) 残渣の処分方法は、そのまま埋立……〔埋〕、固化して埋立……〔固〕、その他……〔他〕の該当するものを○で囲むこと。

〔Ⅱ-6 粗大ごみ処理施設〕

(イ) 対象とする施設は、粗大ごみの破碎、あるいは圧縮を行う施設であり、単なるカンプレス、ガラスミール等は含まないこと。又、焼却施設の前処理として使用されているものも調査対象とすること。

(ロ) 型式は「破碎」……〔破〕、「圧縮」……〔圧〕、「併用」……〔併〕の該当する略称を記入すること。

(ハ) その他については〔Ⅱ-5〕に準ずる。

〔Ⅱ-7 ごみ埋立処分地〕

- (イ) 調査対象は昭和51年度中に埋立、あるいは造成中の埋立処分地とすること。ただし、51年3月31日以前に埋立完了した場合は調査対象外とすること。
- (ロ) 土地所有欄は、自己所有……〔自〕、国有地……〔国〕、その他……〔他〕の該当するものを○で囲むこと。
- (ハ) 埋立場所は山間……〔山〕、平地……〔平〕、水面（海面を除く）……〔水〕、海面……〔海〕の該当するものを○で囲むこと。
- (ニ) 計量欄については、埋立実績欄の量が計量機により計量された数値であるときは〔有〕に自動車台数等による推定の場合には〔無〕を○で囲むこと。
- (ホ) 浸出液の処理方法については、処理施設の無い場合には〔無〕を○で囲み、処理を行っている場合には「凝集一沈でん」等処理の概要を記入すること。

4 し尿関係

〔Ⅲ-1 し尿処理の概要〕

- (イ) 計画収集人口は、実際にし尿の収集を行っている人口（常住人口）を記入し、し尿浄化槽人口は含まれないものであること。従って、計画処理区域内人口＝計画収集人口＋自家処理人口＋水洗化人口である。
- (ロ) 水洗化人口の内訳は、次の区分による。
 - 公共下水道……水洗便所により公共下水道に放流するものをいう。
 - し尿浄化槽……水洗便所によりし尿浄化槽（廃棄物処理法第8条の規定による）を経て放流するものをいう。
- (ハ) 処理体制については3の〔Ⅱ-1〕の(ト)に準ずる。
- (ニ) し尿、し尿浄化槽汚での処理方法については、し尿処理施設……〔施〕、下水道投入……〔下〕、海洋投入……〔海〕、下水道投入及び海洋投入の場合に前処理（一次処理、破碎等）を行っている場合……〔前〕、その他……〔他〕の該当するものを○で囲むこと。
- (ホ) 手数料については、し尿の汲取に対し、手数料を徴収している場合〔有〕に、無料の場合〔無〕を○で囲むこと。算定方式については従量制（回数制を含む）……〔量〕、定額制（人头制、世帯割）……〔定〕の該当するものを○で囲むこと。

〔Ⅲ-2 し尿収集の状況〕

- (イ) し尿にはし尿浄化槽汚でも含むものとする。
- (ロ) その他は3の〔Ⅱ-2〕に準ずる。

〔Ⅲ-3 し尿処理内訳〕

- (イ) 処理内訳は、次の区分による。なお、し尿浄化槽汚でい量も含むものとする。

し尿処理施設……嫌気性消化処理，化学処理，好気性処理及び湿式酸化処理等の処理方式によるし尿処理施設により処理するものをいう。（高速堆肥化処理施設によりごみ処理と併せて生し尿を処理した場合のし尿はこれに含める。）

下水道投入……マンホール等から終末処理場のある下水道に投入するものをいう。

農村還元……収集したし尿を農村に還元するものをいい，現実に肥料として使用しているものをいう。

海洋投入……収集したし尿を海洋に投入するものをいう。

その他……山林，原野への浸透，砂地埋没等前各号以外の方法により処分するものをいう。

(ロ) 残渣量とは，処理の結果生じた汚でい，し渣等をいう。

〔Ⅲ-4 し尿収集運搬機材〕

3の〔Ⅱ-4〕に準ずる。

〔Ⅲ-5 し尿処理施設〕

(イ) 型式は嫌気性消化処理……〔嫌〕，好気性処理……〔好〕，化学……〔化〕，湿式酸化……〔湿〕等の略称で記入すること。

(ロ) 残渣の性状については，脱水ケーキ……〔ケ〕，焼却灰……〔灰〕，その他……〔他〕の該当するものを○で囲むこと。

(ハ) 残渣の処理方法は埋立……〔埋〕，肥料土壌改良材等農地還元……〔肥〕，その他……〔他〕の該当するものを○で囲むこと。

(ニ) その他は3の〔Ⅱ-5〕に準ずること。

〔Ⅲ-6 し尿海洋投入船〕

(イ) 市町村等が海洋投入船を所有している場合についてのみ記入すること。

(ロ) 投入地点については，“○○沖○海里”と記入すること。

(ハ) 投入実績については昭和51年度において，当該海洋投入船に係る海洋投入量を記入するものとし，この数字は〔Ⅲ-3 し尿処理内訳〕欄の数字と関連するものであること。

5 一般廃棄物処理業者等関係

(イ) 市町村等が委託又は許可をしている業者のうち，当該市町村内に主たる事務所（本社等）を有するものについてのみ，業者からヒアリングをして集計値を記載すること。

(ロ) 収集運搬機材，海洋投入船については3の〔Ⅱ-4〕，4の〔Ⅲ-4〕，4の〔Ⅲ-6〕に準ずること。